

鈴鹿市告示第70号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第8条の規定により告示する。

平成29年3月24日

鈴鹿市長 末松 則子

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした判定の業務
建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
- 2 当該判定の業務の開始の日

平成29年4月1日